

(法律第 39 条、第 39 条の 3 関連)

特定油防除資材備付・緊急措置業務約款 (解説付)

注意：定義

この約款で用いている「特定油」の定義は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）」第 38 条第 1 項第 1 号に定める「特定油」を指します。

(総 則)

第 1 条 この「特定油防除資材備付・緊急措置業務約款」（以下「本約款」という。）は、一般財団法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が行う海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号、以下「法律」という。）及び法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号、以下「規則」という。）に基づく適用海域における「大量の特定油」に関する事故への対応のために必要な資材の備え付け及びこれに関し発行する「特定油防除資材備付証明書」（以下「証明書」という。）について、並びに特定海域における大量の特定油に関する事故発生時の初期の防除及び消火・延焼の防止又は同事故のおそれがある場合の対応（以下「緊急措置」という。）について、「証明書の発行を申し込む船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人）又はその代理人」（以下「委託者」という。）とセンターの間の手続き及び権利義務関係に適用される。委託者は、証明書の発行を申し込むときに本約款を承認してこれに合意したものとし、証明書の発行によって契約が成立するものとみなす。

2 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定油：法律第 38 条第 1 項第 1 号及び規則第 29 条に定める「特定油」をいう。
- (2) 大量の特定油：法律第 38 条第 1 項第 1 号及び規則第 30 条に定める濃度及び量の基準以上の特定油をいう。
- (3) 特定油防除資材：規則第 33 条の 3 に定める「特定油防除資材」をいう。
- (4) 適用海域：法律第 39 条の 3 ただし書及び規則第 33 条の 6 に定める海域をいう。ただし、規則第 33 条の 6 第 1 号の海域については本約款別表記載の港の区域に限る。
- (5) 特定海域：規則第 33 条の 6 第 2 号から第 4 号の海域をいう。

[解釈]

(1) 本約款は、センターが法律第 42 条の 14 第 1 号、第 2 号に基づく業務（以下それぞれ「1号業務」「2号業務」ともいう。）を実施するために整備した体制を、法令上「特定油防除資材備付」義務がある船舶所有者（委託者）に提供するとともに、特定油防除資材備え付け基地周辺で大量の特定油排出事故が発生又はそのおそれがある場合に船舶所有者（又は船長）から要請を受けて、特定海域（規則第 33 条の 6 第 2 号から第 4 号に掲げる海域）における初期の対応（緊急措置）を実施する委託約款であり、この約款は、船舶所有者である委託者の申し込み、利用料金の支払いについて不備又は不都合がなければ、有効なものとして、当事者に適用される。

なお、本約款は、いわゆる「黒もの」と呼ばれている特定油の防除資材関係を対象とするものであり、いわゆる軽油や灯油などの「白もの」、ベンゼンやキシレンなどの「有害液体物質」である HNS については、HNS 資機材要員配備・緊急措置業務約款を参照されたい。

(2) 本約款において、「特定油」とは、原油、重油、潤滑油など蒸発しにくい油で持続性を有する炭化水素油をいう。

(3) センターは、特定油防除資材備え付けについては、法令上の対象海域のうち、規則第 33 条の 6 第 1 号に掲げる海域については、本約款別表記載の港の区域に限って証明書を発行する。これは、港則法に定める港の区域についてはセンターにおいて対応可能な港の区域に限定したものである。

(4) センターは、緊急措置については、証明書発行対象海域（適用海域）のうち、規則第 33 条の 6

第2号から第4号に掲げる海域（特定海域）、所謂、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に限り実施する。これは、現時点において緊急措置を提供できる体制が整っている海域に限定したものである。

（特定油防除資材備付及び証明書）

- 第2条 センターは、委託者が本約款第3条及び第4条に定める手続きを完了し、その内容に不備又は不都合が認められない限り、委託者から申請のあった船舶（以下「対象船舶」という。）に関し、別表記載のセンターの特定油防除資材備付基地（以下「基地」という。）に、法律及び規則に定める特定油防除資材を備え付ける。
- 2 センターは、基地における特定油防除資材の保管管理及び緊急措置の実施のため必要な契約を業者と締結する。
 - 3 センターは、前2項による特定油防除資材の備え付けに関する証明書を委託者に対して発行する。
 - 4 証明書は、年間証明書及び指定期間証明書の2種類とし、委託者が第3条第1項の申し込みの際に選択する。
 - 5 年間証明書とは、4月1日から3月31日までの1年間を有効期間とするものをいう。
 - 6 指定期間証明書とは、開始日から4週間、8週間、12週間及び26週間を有効期間とするものをいう。
 - 7 指定期間証明書の有効期間の開始日は、原則として委託者が第3条第1項の申込書に記載した開始希望日とする。
 - 8 船舶の売買等により船舶所有者が交代した場合は、証明書は失効し、契約は終了する。

〔解釈〕

- (1) センターは、委託者が本約款の規定に従い、インターネット上の当センターホームページを利用したオンライン申請によって特定油防除資材の備え付けを申し込み、利用料金の支払いを完了すれば、委託者から申請のあった船舶（以下「対象船舶」という。）のために法律及び規則に定める資材を備え付けるとともに、このことを証明する証明書を交付する。（第1項、第3項）
- (2) 民法の委任規定では、再委任する場合には委託者の了解を取り付けておく必要があるため、センターは作業の実施を下請に出す旨を本条に明文化することによって、本約款においては再委任できることを明確にしている。（第2項）
- (3) 証明書の種類は、有効期間の長さにより年間証明書及び指定期間証明書の2種類とする。
 - ① 年間証明書は4月1日から3月31日まで1年間を有効期間とするものである。（第5項）
 - ② 指定期間証明書は、4週間、8週間、12週間及び26週間のものがある。（第6項）
 - ③ 指定期間証明書の開始日は、委託者の開始希望日となる。（第7項）
 - ④ 船舶の売買等で船舶所有者が交代した場合は、証明書は効力を失い、本約款による契約も終了する。（第8項）
従って、対象船舶の新しい船舶所有者は、第3条第1項及び第2項に基づき、新しい証明書を取得する必要がある。ただし、法人の統合や名称変更など従前の船舶所有者の地位を承継している場合は証明書の記載事項の変更で足りる。

（証明書の発行申し込みと通知事項等）

- 第3条 委託者が証明書の発行を申し込む場合は、「特定油防除資材備付証明申込書」（1号様式、以下「申込書」という。）による。この場合において、申込書には、対象船舶に関する要目、海上移動業務識別コード（MMS I）（取得船舶に限る。）、付保している船舶保険・P&I保険、適用海域における航海予定、輸送予定の特定油の種類・量等必要事項を記載しなければならない。
- 2 委託者は、年間証明書の発行を申し込む場合は3月20日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）までに、指定期間証明書を申し込む場合は有効期間開始日の2日前の日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）までに申込書をセンターに書面により送達又はインターネットによりオンライン申請しなければならない。ただし、緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間

開始日の前日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の15時までに申し込むことができる。
3 センターは、第4条に定める証明書料金等の支払いがあったときは、速やかに証明書を発行しなければならない。
4 委託者は、申込書の内容に変更が生じた場合、その都度速やかにセンターに通知しなければならない。

第1号様式

特定油防除資材備付証明申込書

〔解釈〕

(1) 証明書の発行申し込み手続きは、「特定油防除資材備付証明申込書」(1号様式、以下「申込書」という。)に必要事項を記入してセンターへ送付する。当該申込は、通常、インターネット上の当センターホームページを利用したオンライン申請により簡単かつ迅速に手続きを行うことができる。(第1項)

希望する証明書の有効期間が指定期間証明書にない場合は、指定期間証明書(4週間証明書、8週間証明書、12週間証明書、又は、26週間証明書)の有効期間を組み合わせ、必要となる指定期間証明書を複数申し込む必要がある。例えば、34週間の場合、26週間証明書と4週間証明書の2つの有効期間を連続させて申し込む。

(2) (1)の場合において、委託者は大量の特定油排出事故に備えて対象船舶の要目、海上移動業務識別コード(MMSI)(取得船舶に限る。)、付保している船舶保険・P&I保険、適用海域における航海予定、輸送予定の特定油の種類・量等必要事項を申込書に記載してセンターに通知しなければならない。センターはこの通知事項を利用して特定海域での緊急措置を的確に実施することになる。(第1項後段)

(3) 証明書の申し込み手続きは、申込書を書面によりセンターに送達又はインターネットによりオンライン申請されるが、その締め切りは、次のとおり。(第2項)

① 年間証明書を申し込む場合

翌年度分の証明書の発行手続きが年度末に輻輳することから3月20日を締切日とした。(ただし、申し込み手続きが終了しても証明書料金等がセンターの指定する銀行口座に締切日までに着金しなければ、証明書は発行しない。以下②に同じ。)

② 指定期間証明書を申し込む場合

有効期間開始日の2日前の日を締切日とした。

③ 緊急に証明書の発行が必要な場合(①又は②の締切日を越えた場合)

①又は②の締切日を越えたときでも、緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の前日の15時までであれば申し込むことができる。(ただし、申し込み手続きが終了しても証明書料金等に加え追加料金がセンターの指定する銀行口座に有効期間開始日の前日の15時までに着金しなければ、証明書は発行しない。)

(4) 証明書の発行は、委託者とセンターとの間で申し込み手続きが終了し、第4条に定める料金規程の料金等の支払い(センターの指定する銀行口座に着金)があったとき、センターから速やかに電子メール等により証明書が発行される。(第3項)

(証明書料金の支払い)

第4条 委託者は、証明書の発行を申し込む場合、別途定める「特定油防除資材備付証明書発行に係る料金規程」(以下「料金規程」という。)による料金等をセンターが指定する銀行口座に送金しなければならない。

2 委託者の証明書料金支払期限は、次に掲げるとおりとし、証明書料金及び手数料等(以下「証明書料金等」という。)の全額がセンターの銀行口座に着金したことをもって、証明書料金の支払いがあったものとする。

- (1) 年間証明書の場合は、3月20日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)
- (2) 指定期間証明書の場合は、有効期間開始日の2日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)
- 3 委託者は、前条第2項ただし書きの緊急に証明書の発行が必要な場合で前項の支払い期限を経過したときは、証明書料金等に加えて料金規程に定める追加料金を有効期間開始日の前日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の15時までに支払わなければならない。この場合も、証明書料金等及び追加料金の全額がセンターの銀行口座に着金したことをもって、証明書料金の支払いがあったものとする。
- 4 委託者は、書面をもってセンターに通知して証明書の発行申し込みを取り消すことができる。この場合において、当該証明書料金の着金から有効期間開始日前までの間はキャンセル料として金1万円を支払わなければならない。証明書の有効期間の開始日以降になされたときは当該証明書料金を返戻しない。

〔解釈〕

- (1) 証明書料金は、対象船舶の大きさ(トン数別)や証明書形態別(年間証明書、指定期間証明書の別)によって異なる額となる。委託者は、別途定めている「特定油防除資材備付証明書発行に係る料金規程」(以下「料金規程」という。)に従い、証明書料金等の全額をセンターが指定する銀行口座に送金しなければならない。(第1項)
- (2) 証明書料金等の支払い先は、センターが指定する銀行口座であり、委託者が証明書料金等を送金して、証明書料金等の全額がセンターの銀行口座に着金しなければ証明書料金の支払いがあったことにはならない。
これは、委託者が証明書料金等の振り込み手続きをしても、その日の内にセンターの銀行口座に着金しない場合があるので、支払いは着金主義であることを明確にした規定である。(第1項、第2項、第3項)
- (3) 委託者の証明書料金支払期限は、証明書申し込み手続きの締め切り日と同じ日である。(第2項、第3項)
具体的な証明書料金支払期限と有効期間開始日との関係例は、次のとおりとなる。(○印は、銀行休業日)
- ① 指定期間証明書の場合で有効期間開始日が火曜日の例
- ・月曜が平日の場合、支払期限は前週の金曜日(月火水木金~~○~~日~~○~~火)
 - ・月曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の木曜日(月火水木金~~○~~日~~○~~火)
 - ・金曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の木曜日(月火水木金~~○~~日~~○~~火)
 - ・水、木、金曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の火曜日(月火~~○~~日~~○~~金~~○~~日~~○~~火)
- ② 指定期間証明書の場合で有効期間開始日が1月4日金曜日の例
年末年始(12月31日、1月1日、2日、3日)や土曜日、日曜日、祝日の銀行休業日から支払期限は12月27日となる。(29日が土曜日、30日が日曜日) 12月27, 28, 29, 30, 31, 1, 2, 3, 4
- ③ 年間証明書の場合の例
- ・3月20日が銀行営業日の場合、支払期限は3月20日
 - ・3月20日が日曜日の場合、支払期限は前営業日の3月18日(金曜日)
 - ・3月20日が土曜日の場合、支払期限は前営業日の3月19日(金曜日)
- (4) 委託者は、緊急に証明書の発行が必要な場合(第3条第2項ただし書き)で本条第2項の支払い期限を経過したときは、「料金規程」に従い、追加料金を有効期間開始日の前日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)の15時までに支払わなければならない。(第3項)
- (5) 証明書の発行取り消しは、委託者からセンターへ書面によって通知することにより行うことができることとした。この場合のキャンセル料や証明書料金等の返戻については以下のとおり取り扱うこととした。なお、証明書の発行状況については、直接センターに問合せ願いたい。(第4項)
- ①書面による取消通知受領時に未だ証明書の発行がされていない場合には、センターは、その指定口座

に着金のあった金額から返還に要する送金手数料を控除した金額を委託者に返還する。

- ②書面による取消通知受領時にセンターが既に証明書を発行済であるが、証明書の有効期間開始前の場合には、キャンセル料を金1万円とし、センターは料金規程に定める料金を委託者に返還する。
- ③取消が証明書の有効期間開始日以降になされたときは当該証明書料金等を返戻しない。

- (6) 指定期間証明書の有効期間は、4週間、8週間、12週間及び26週間となっている。対象船舶の運航計画の変更があることから、有効期間の変更(短縮又は延長)を要求されることが考えられるが、その場合には、取り消し、新たな申し込みの手続きによることとし、有効期間を越えることになる船舶は、必要な期間に応じて、4週間証明書、8週間証明書、12週間証明書、26週間証明書のいずれか又は複数の証明書が新たに必要となる。

(緊急措置の要請)

第5条 委託者又は対象船舶の船長(以下「委託者等」という。)は、特定海域内において対象船舶から大量の特定油が排出され、又は、排出されるおそれがあり、同海域内において緊急措置が必要な場合には直ちにセンターに対しその旨を通知し、緊急措置を要請することができる。ただし、特定海域内での Ship-to-Ship Transfer 作業中(準備作業を含む。)の対象船舶から大量の特定油が排出され、又は、排出されるおそれがある場合はこの限りでない。

2 委託者等は、前項の通知に併せて、事故の概要、特定油の種類、性状及び量、対象船舶の状態、気象・海象その他センターが執るべき緊急措置の実施に必要な又は有益な情報を通知しなければならない。

[解釈]

- (1) 「緊急措置」とは、航行中であるか否かを問わず、委託者の対象船舶が特定海域内で大量の特定油排出事故発生時又はそのおそれがある場合に、センターが直ちに(概ね2時間から3時間以内に)事故現場に急行して緊急に初期の防除作業及び消火・延焼の防止、その他の対応を行うことをいう。本約款に基づく契約においては、センターは、特定油防除資材備付証明書の発行に加え、委託者等から要請があれば特定海域内での緊急措置も実施する。ただし、Ship-to-Ship Transfer(船舶間貨物油積替え、以下「STS」という。)作業の危険性及び同作業の安全対策が未だ確立されたとはいえ難い状況に鑑み、特定海域内においてSTS作業中(準備作業を含む。)の対象船舶から大量の特定油が排出され、又は、排出されるおそれがある場合であっても、緊急措置の対象外とし、センターは緊急措置サービスを提供しない。これは、緊急措置がSTS実施の安全確保や防災対策の一環のためのものでないことを明示するものである。なお、この場合、センターは緊急措置サービスの提供は行わないが、委託者はセンターと法律第42条の14第2号に基づくセンター2号業務の委託契約を締結することができる。(第1項)
- (2) 特定油タンカーである対象船舶では、委託者等または乗組員だけでは十分な大量の特定油排出事故対応ができない場合が多いため、大量の特定油排出事故が発生し又はそのおそれがある場合、委託者等は、本約款に基づき直ちにセンターに対して緊急措置の実施を要請することができる。この場合において、委託者等は、センターが適切に緊急措置を実施できるよう必要な情報を通知する。(第2項)
- (3) 大量の特定油排出事故の場合は、特定油の種類、性状及び量その他の状況により引火・爆発の危険などが潜在している。このため、委託者等は、適切かつ安全な緊急措置をとるために、特定油などに関する情報が極めて重要であることを認識する必要がある。

(緊急措置の実施)

第6条 センターは、前条の緊急措置の要請があった場合には、委託者等及び傭船者、荷送人、荷受人など当該特定油に関するその他の関係者(以下「特定油関係者」という。)から必要な情報を収集し、執るべき緊急措置を決定する。委託者等は、センターの求めに応じ自己の有する必要な情報を提供すると共に、特定油関係者から必要な情報をセンターに提供させるべく最大限の努力をする。

2 センターは、対応船舶の派遣、大量の特定油による汚染状況の把握・確認、オイルフェンスの

展張などによる排出された大量の特定油の拡散防止、排出された大量の特定油の回収、油処理剤・その他の薬剤散布による排出された大量の特定油の処理、その他の防除措置、火災の発生の防止又は消火、延焼の防止、事故現場の周知その他の適切な緊急措置を実施する。

- 3 センターは、執るべき緊急措置の内容を決定したときは直ちに委託者等に通知する。委託者等は、センターの決定した緊急措置に異議のあるときは直ちにこれをセンターに通知しなければならない。
- 4 センターの実施する緊急措置は、センター及びセンターが予め緊急措置の実施のために必要な契約を締結している防災措置実施者（以下「契約防災措置実施者」という。）により実施するものとする。この場合において、契約防災措置実施者のなした行為はセンターの行為とみなす。
- 5 センターは、緊急措置を誠実にかつ最善の注意をもって行わなければならない。
- 6 センターの実施する緊急措置は、着手後24時間を最長とする。
- 7 センターが、センターの実施する緊急措置のみでは事故の対応として十分でないと判断するときは、直ちにその旨を委託者等に通知し、委託者等は、センター及びその他の関係者と法律第42条の14第2号の業務の実施、委託者等の委嘱による第三者による対応、その他必要な措置について協議し適切な対応措置を決定するものとする。
- 8 センターは、緊急措置終了後、速やかに委託者に対し緊急措置の内容を報告するものとする。

〔解釈〕

- (1) センターは、委託者等の特定油関係者から情報収集を行い、執るべき緊急措置を直ちに決定し、次に掲げるような緊急措置を実施する。（第1項、第2項）
 - ・ ガス検知等による現場海域における特定油汚染状況の把握・確認
 - ・ オイルフェンスの展張などによる排出された大量の特定油の拡散防止措置
 - ・ 排出された大量の特定油の回収
 - ・ 油処理剤・その他の薬剤散布による排出された大量の特定油の処理
 - ・ 火災発生の防止、火災発生時の初期消火、延焼防止
 - ・ 事故現場の周知
- (2) 「特定油関係者」とは、委託者及び対象船舶の船長ほか、次に掲げる者をいう。
 - ・ 対象船舶の傭船者
 - ・ 対象船舶に積載されている特定油の荷送人、荷受人
 - ・ 排出の原因と推定される行為をした者の使用者
- (3) 事故を起した特定油タンカーについてセンターが具体的事項を把握していないことがあるので、委託者等は緊急措置を要請するとき、当該タンカー搭載の特定油の種類、性状及び量、荷主など関係者の電話番号等を直ちに通知する。
もし、物質等に関する情報提供が委託者等によつて的確に行われないうとき、センターは緊急措置を実施出来ない場合がある。（第1項後段）
- (4) センターは、委託者等から緊急措置の要請を受けたとき、現場に近い契約防災措置実施者に対し、直ちに緊急措置のための対応船1～2隻を現場に急行させ、前述(1)の措置の全部又は一部を行うよう指示する。契約防災措置実施者はセンターに代わり緊急措置を実施するが、センター本部職員等も現場に急行する。（第2項、第4項）
- (5) センターは、(1)の緊急措置をとる前にその内容を直ちに通知し、その後も経過を通知するよう努め、委託者等と意思の疎通を図る。また、緊急措置終了後は、速やかに委託者に対し緊急措置の内容を通知する。（第3項、第8項）
なお、センターは、通知は、電気通信（電話、Fax、メール等）の手段で行い、電話の場合は、Fax又はメール等によって通知内容が後から確認できるようにする。
- (6) センターの実施する緊急措置は、着手後24時間を最長とし、この間、センターは、契約防災措置実

施者とともに最大限の努力により緊急措置を実施するが、途中でこの緊急措置だけでは十分な措置ができないとセンターが判断するときは、法律第42条の14第2号に基づくセンター2号業務の実施や委託者等の委嘱による第三者による対応など、その他必要な対応措置について関係者と調整する。(第5項～第8項)

このため、センターは速やかに船舶所有者にその旨通知するとともに、以後2号業務に対応を引き継ぐか作業を終了するかを関係者で協議する。(第8項)

(緊急措置に係る費用)

第7条 委託者は、本条に定めるところにより、センターによる緊急措置に係る費用を支払わなければならない。

2 センターは、次の各号の費用を委託者に請求する。

- (1) 契約防災措置実施者作業経費
- (2) センターが保有し、本作業に使用した船艇、資機材等の経費
- (3) センター経費
- (4) その他作業に関連する経費で委託者とセンターが別途合意した経費

3 前項の費用の決定は、委託者とセンターの協議による。作業のために消費した薬剤その他の資材に関しては、双方協議のうえ、支払いに代え現物給付によることができる。

4 センターは、委託者ないし第三者に対し、センターによる緊急措置について、本条に定める以外、名目の如何にかかわらず、救助料その他の報酬ないし費用の請求をしない。

5 委託者は、センターから費用の請求を受けたときは、これを速やかに支払わなければならない。請求の日より3ヶ月以内に支払いのないときは、「政府契約の支払遅延に対する延滞利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)」に定められた割合による遅延利息を付する。

[解釈]

- (1) 費用の請求は、防除措置能力の評価、事業者の本来業務における賃金体系等様々な要素を考慮して決定する必要があるので、前例及び従来からの慣行等を参考にしながら当事者間で協議して決定することとする。(第3項)
- (2) 請求費用の内訳等は、従来からのセンター油防除作業と同様の費用請求範囲であり、薬剤その他の資材は現物給付ができることとしたが、本約款では、事故当初の対応であるので海難救助としての救助料やこれに類する報酬は含まないことを明示した。(第2項～第4項)
- (3) センターが行う費用の請求は、関係者との協議が全て整った後に行うことにしているため、この請求を受けた委託者側からの支払いは、速かに行われるものと思われるが、万一の場合を考慮して請求が3ヶ月経過した後の延滞金を定めた。また、延滞利息の割合は、年々見直しがされる大蔵省告示(現財務省)の率によることとした。なお、平成29年3月3日財務省告示第53号(平成29年4月1日適用)では、年2.7%。(第5項)

(損害賠償責任)

第8条 センターは、善良なる管理者の注意をもって本約款に定める業務を行う。センターは、その過失によって委託者に損害を与えた場合には、その損害につき責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、第6条第1項により緊急措置のために必要な情報を求めたが、委託者等又は特定油関係者が必要な情報を提供しなかった場合、情報の提供が遅延した場合、あるいは提供された情報が不正確、不十分であった場合には、それによって生じた損害については、責任を免れる。

[解釈]

- (1) 本条第1項前段では、本約款第6条第5項において、センターは緊急措置を誠実かつ最善の注意をもって行わなければならないとされているところ、これ以外のセンターの行為も含め、再度、善管注意義務

務に言及し強調している。

(2) 本条第1項後段中の「センターの過失による損害」には、第6条第4項において、予め緊急措置の実施のために必要な契約を締結している防災措置実施者（以下「契約防災措置実施者」という。）のなした行為はセンターの行為とみなすとしており、センターは、契約防災措置実施者の過失による損害も含め責任を負う。

(3) ただし、委託者に生じた損害が、「センターの過失」と「委託者等又は特定油関係者による必要な情報を提供しなかったこと、情報の提供が遅延したこと、あるいは提供された情報が不正確、不十分であったこと」が競合して生じた場合、センターは責任を免れる。（第2項）

本条第2項がなくても、過失相殺や因果関係の解釈によって同様の結論を導くことも可能ではあろうが、大量の特定油排出事故における情報の重要性に着目して、特に明示的に設けた規定である。

（証明書発行船舶の特定油防除資材の使用）

第9条 証明書取得船舶から大量の特定油が排出された場合、委託者は、センターに第5条に基づく緊急措置の要請をしない場合、又は、センターと法律第42条の14第2号に基づくセンター2号業務の委託契約を締結しない場合であっても、排出特定油の防除のために、特定油防除資材を使用することができる。

2 前項の場合、委託者はその責任と費用において特定油防除資材を使用し、基地からの特定油防除資材の運搬・輸送、基地への返還等に要する費用も、委託者が負担する。

3 委託者は、センターのホームページで公表している料金表（以下「センター料金表」という。）に基づき、使用した特定油防除資材の費用をセンターに支払う。ただし、双方協議のうえ、支払いに代え現物給付によることができる。

4 前項の規定にかかわらず、委託者は、特定油防除資材のうち、オイルフェンスを使用した場合、使用したオイルフェンスと同等又はそれ以上の新品を現物給付するか、センター料金表に基づきその費用をセンターに支払う。

〔解釈〕

(1) 委託者は、排出特定油防除のための特定油防除資材の備え付け義務を負い（法律第39条の3）、この義務を履行するために証明書を取得している。実際に排出特定油の防除のための措置が必要となった場合には、委託者が、基地に備え付けられている特定油防除資材を使用することができることを本条で明らかにした。（第1項）

(2) センターに第5条に基づく緊急措置の要請をしない場合、又は、センターと法律第42条の14第2号に基づくセンター2号業務の委託契約を締結しない場合、委託者は、委託者の責任と費用において、特定油防除資材を使用することになる。（第2項～第4項）

(3) オイルフェンスについては、防除措置の予備資材として陸上で保管するなど、実際に防除措置に使用せず、汚損等しなかったものについては、委託者がその費用と責任で当該オイルフェンスを基地に返還すれば足り、センターは当該オイルフェンスについて費用や代替品の給付を請求しない。（第4項）

（守秘義務）

第10条 センターは、本約款に基づき知り得た業務上の機密を保持し、委託者の事前の承諾を得た場合を除き、これらを第三者に開示しないものとする。ただし、本約款に基づく履行状況等を官公署に報告する場合はこの限りではない。

〔解釈〕

本条は、センターが証明書発行や緊急措置実施にあたり取得した情報の取り扱いに十分留意する必要があるため設けたものである。ただし、証明書発行状況や緊急措置の実施状況など官公庁への報告は、対象外とした。

(債務不履行等)

第11条 委託者等が次の各号の一つに該当した場合、センターは本約款を解除し、又は本約款に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる。この場合において、センターは支払われた料金を返戻しない。また、センターに損害があるときは委託者がこれを賠償する。

- (1) 本約款の条項に違反があったとき。
- (2) 破産、会社更正手続開始、会社整理開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立を受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は、事業を休廃止、解散したとき、その他外国人ないし外国法人についてはこれに相応する所属国での手続きがあったとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 対象船舶に適切な船舶保険及びP & I 保険が有効に付保されていないことが判明したとき。

[解釈]

- (1) 本条は、民法第651条（委任の解除）「委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。」の規定と関係している。
- (2) 本約款では、特定油防除資材の備え付けのほか、大量の特定油排出事故に対する緊急措置を実施することとしていることから、委託者側が十分な支払い能力を有しないことが判明した場合、本条において、センターは、本約款を解除し又は本約款に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる旨を委託者側に明示しておくこととした。
特に、海上での事故処理には莫大な経費が必要となる場合があるので、対象船舶に適切な船舶保険およびP & I 保険が有効に付保されていることも条件に加えている。

(紛争の解決)

第12条 本約款の準拠法は日本法とし、本約款に規定のない事項及び契約内容等に紛議が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議する。

2 本約款に関して当事者間に争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を管轄裁判所とする。

[解釈]

- (1) 委託者側が外国企業等であることも考え、準拠法は日本法と明記した。紛争時における仲裁については、本約款では明文化されていないが、事務処理を円滑に実施するため、当事者双方が合意すれば日本海運集会所の仲裁に付すことを妨げるものではない。
- (2) 紛議が生じた場合は、第1項により当事者双方が誠意をもって協議することとし、話し合いにより解決を図ることを原則としているが、それでもなお協議が整わず、裁判に付す場合の管轄裁判所は横浜地裁とすることにしている。

附 則

(施行期日)

第1条 本約款は、平成29年9月1日より施行される。

(経過措置)

第2条 本約款に基づく証明書の有効期間開始日は平成29年10月1日以降とする。

第3条 旧特定油防除資材備付証明書業務約款（以下「旧約款」という。）は、平成29年9月30日の経過を以て廃止し、旧約款に基づき発行した証明書は、平成29年10月1日以降は本約款に基づき発行したものとみなし、本約款が適用される。

平成29年9月1日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号
一般財団法人海上災害防止センター

〔解釈〕

- (1) 本約款は、平成29年9月1日よりその効力を発する。(附則第1条)
- (2) 平成25年10月1日付旧特定油防除資材備付証明書業務約款に基づき発行した証明書であっても、平成29年10月1日以降委託者は本約款に定める権利・義務を有する。従って、例えば、委託者等はセンターに対し、本約款第5条の緊急措置の要請をすることができる。(附則第3条)

特定油防除資材備付基地及び担当海域・港の区域一覧表

- 1 本約款第1条第2項第4号但書に定める区域は、下表記載の「担当する主な海域又は港の区域」とする。
- 2 センターは以下の基地に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第33条の3で定める特定油防除資材を備え付けるものとする。

基地	主な基地所在地	担当する主な海域・港の区域
苫小牧	北海道苫小牧市	苫小牧港
室蘭	北海道室蘭市	室蘭港
函館	北海道函館市	函館港
むつ小川原	青森県上北郡六ヶ所村	むつ小川原港
久慈	岩手県久慈市	久慈港
秋田	秋田県男鹿市	秋田船川港
仙台	宮城県塩釜市	仙台塩釜港
小名浜	福島県小名浜市	小名浜港
鹿島	茨城県神栖市	鹿島港
千葉	千葉県千葉市/市原市	東京湾
横須賀	神奈川県横須賀市	東京湾
新潟	新潟県新潟市	新潟港
伏木富山	富山県高岡市	伏木富山港
福井	福井県坂井市	福井港
伊良湖	愛知県田原市	伊良湖港
四日市	三重県四日市市	伊勢湾
尾鷲	三重県尾鷲市	尾鷲港
大阪	大阪府泉大津市	瀬戸内海（大阪湾・播磨灘海域）
姫路	兵庫県姫路市	瀬戸内海（大阪湾・播磨灘海域）

基地	主な基地所在地	担当する主な海域・港の区域
和歌山	和歌山県海南市	瀬戸内海（大阪湾・播磨灘海域）
水島	岡山県倉敷市	瀬戸内海（東部海域）
今治	愛媛県今治市	瀬戸内海（東部海域）
岩国	山口県岩国市	瀬戸内海（中部海域）
徳山	山口県周南市	瀬戸内海（中部海域）
松山	愛媛県松山市	瀬戸内海（中部海域）
宇部	山口県宇部市	瀬戸内海（西部海域）
関門	山口県下関市	瀬戸内海（西部海域）
大分	大分県大分市	瀬戸内海（西部海域）
長崎	長崎県長崎市	長崎港
上五島	長崎県南松浦郡上五島町	青方港
喜入	鹿児島県鹿児島市	鹿児島湾
串木野	鹿児島県いちき串木野市	串木野港
金武中城	沖縄県中頭郡中城/うるま市	金武中城港

※：上表において「基地」とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第33条の5第1項第1号ロに定める備付場所をいう。